

中心市街地地区 復興まちづくり事業に関する 説明会

令和4年8月20日（土）

人 吉 市

～本日の説明内容～

- 1 これまでの経緯
- 2 人吉市復興まちづくり計画について
- 3 中心市街地復興まちづくり推進協議会の立ち上げについて
- 4 その他

1 これまでの経緯について

1

1 - 1 これまでの経緯

- 令和2年 7月 豪雨災害 発生
- 令和3年 3月 人吉市復興計画（第1期）策定
- 7月 被災市街地復興推進地域 都市計画決定
- 10月 人吉市復興まちづくり計画策定（令和3年10月版）

実現に向けて

- 令和3年10月 事業計画検討会（第1回）
⇒事業方針（案）等の公開
- 11月 戸別訪問（第1クール）…被災市街地復興推進地域内
⇒事業方針（案）等の説明・意向調査
- 12月 事業計画検討会（第2回）
⇒道路・公園・河川等の整備方針、土地利用計画案の検討
- 令和4年 3月 復興まちづくり懇談会
⇒山田川整備と一体となった整備構想（案）等の説明
- 4月 事業計画検討会（第3回）
⇒事業手法および事業区域（案）の検討
- 5月 戸別訪問（第2クール）…土地区画整理事業検討区域内
⇒土地区画整理事業施行区域（素案）の説明・意向調査
- 5月20日、5月22日 紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域の都市計画（案）説明会
- 6月22日 人吉市都市計画審議会（人吉都市計画土地区画整理事業の決定）

都市計画決定手続

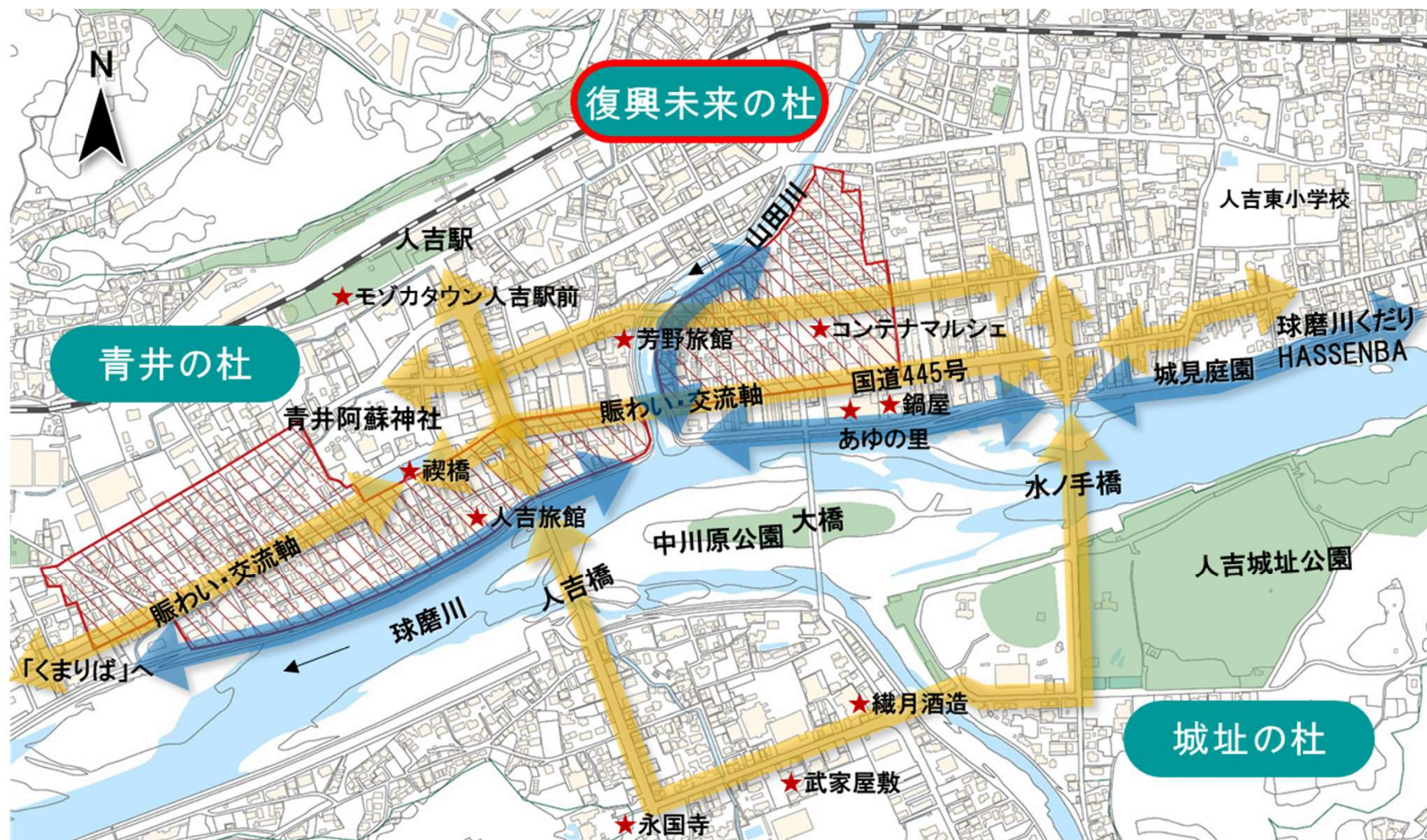
令和4年6月30日 紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域
（約1.2ha）の都市計画決定

令和4年6月22日に開催された人吉市都市計画審議会において以下の附帯意見のもと、本土地区画整理事業の施行区域について都市計画決定をいたしました。

本土地区画整理事業については、住まいの再建やなりわい等の住民生活に大きく影響する案件であることから、今後の土地区画整理事業の実施にあたっては、**住民意向を十分に把握する**とともに、当該事業のみならず関連する事業等とも連携し、復興まちづくり計画に描く、**まちなかグランドデザインを考慮した**、まちづくりの実現が図られるよう当審議会として意見を付します。

3

各地区の特性を最大限に活かしつつ、人吉らしさや賑わいを発信する集客拠点「3つの杜」の形成と回遊促進を図り連携して、**中心地全体の活性化につながるような復興まちづくり**を推進していきます。



これまでの地区別懇談会の意見を踏まえた、人吉市まちなかグランドデザインです。具体の取組みは決定事項ではなく今後の関係者調整含めた具体化への精査・検討が必要です。

2-2 中心市街地地区の復興まちづくり計画

4

中心市街地地区の将来像（復興まちづくりの目標）

～清流球磨川と人吉らしい歴史・文化とともに、若い力と賑わいに満ち、お年寄りから子どもまで安心して暮らせるまちなか～

復興未来の杜エリア

- 青井の杜（古代中世/青井阿蘇神社周辺）
 - 城址の杜（中世近世/城址公園周辺）
 - 復興未来の杜（現在から未来/紺屋町、九日町等周辺）
- 3つの杜がグリーンインフラとなり回遊を促し環境共生型都市として未来型復興を図る

まちの玄関口としての景観形成



道路、建物が一体となった沿道景観形成のイメージ

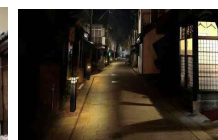
歴史的な町並みの形成



十軒町通りの歴史的建物を活かした町並み形成



鍛冶屋町の町並み形成



ひかりの復興計画による夜間景観イメージ

なりわい・生活支援拠点の形成



コンテナマルシェ



子育て世代支援+生活広場

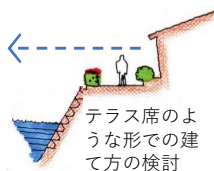


石蔵の活用イメージ

賑わい・観光・交流拠点の形成



川沿いの回遊を促す足湯のイメージ



テラス席のような形での建て方の検討



復興型商店街の再生のイメージ



ひかりの復興計画による夜間景観のイメージ



歴史的建物の在り方の検討

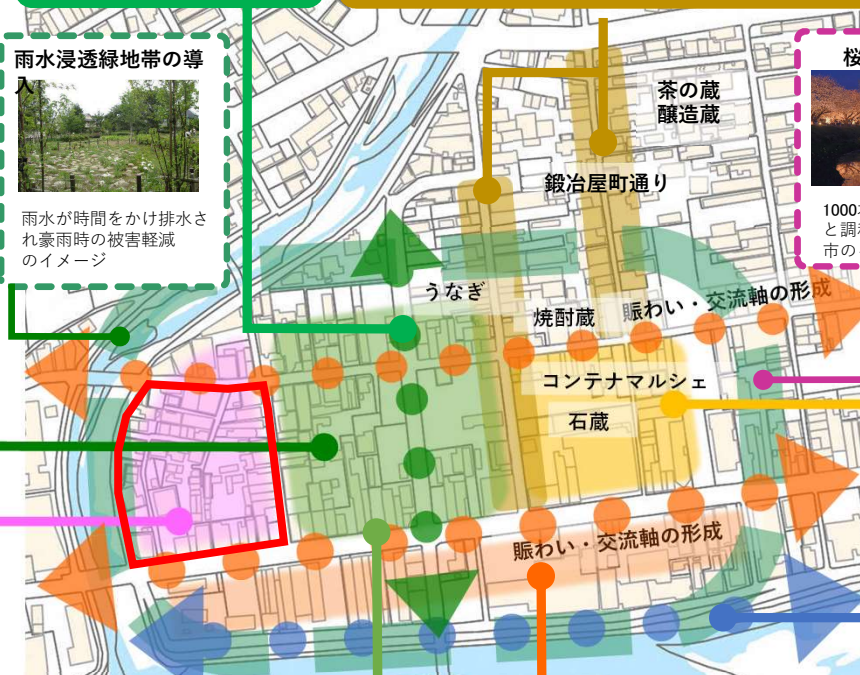


1階にリターン、被災店主向け店舗、2・3階に住居やシェアハウスのイメージ

雨水浸透緑地帯の導入



雨水が時間をかけ排水され豪雨時の被害軽減のイメージ



桜の植樹を検討



1000本の桜を植樹し自然と調和・共生した観光都市のイメージ

球磨川プロムナード軸の形成



テラス型のオープンカフェ等を検討



石垣等自然素材の検討

交流・文化・まちなか居住拠点の形成



地場産材を使用した災害公営住宅のイメージ



敷地内を通り抜けることができる分棟型文化交流施設のイメージ



中心市街地の新たな拠点となる緑豊かな図書館等のイメージ



まちなかのポケットパークのイメージ

癒やし・寛ぎ・宿泊拠点の形成



球磨川沿いの老舗ホテル・旅館を中心とした滞在型の癒やし・寛ぎ拠点を形成



温泉巡り、魅力的な商店などの湯上がり散策



※これまでの地区別懇談会の意見を踏まえた、復興まちづくり計画です。具体的取り組み内容は、決定事項ではなく今後の関係者調整含めた具体化への精査・検討が必要です。

中心市街地地区の 現状と課題

【防災】

- 避難路・避難地の確保
- 未接道敷地の解消
- 住宅地の安全性向上

【賑わい】

- 中心市街地の活性化、産業の活性化

水害対策上の課題

- 流域治水プロジェクトの取組みと早期再建・復興との整合性
- 災害に強いまちづくりの推進

整備方針(整備すべき主な機能)

災害に強いまちづくりに向けて

- 指定避難所へのスムーズな避難を実現する骨格道路を含む避難ルートの整備
- 災害時の一時避難場所となる公園などの避難地の確保
- 垂直避難できる建築物の立地誘導・指定拡大
- 河川堤防の強化、円滑な水防活動への支援

復興まちづくりへの効果拡大

- 沿道建築物と連携した良好な道路空間の整備等による地区内のにぎわい創出と、他地区とをつなぐ高い回遊性の確保
- 公園・広場の整備による良好な住環境の確保と既存施設の活用やイベント実施等によるにぎわい創設
- 山田川との連携強化による親水性の向上、良好な河川空間の確保を図る

中心市街地地区の復興まちづくりの基本的な考え方

- ① 避難路・避難地等の整備による災害に強いまちの実現
- ② 地権者等の意向を踏まえた生活再建と復興の実現
- ③ 良好な住環境やにぎわい創出等将来ビジョンの実現

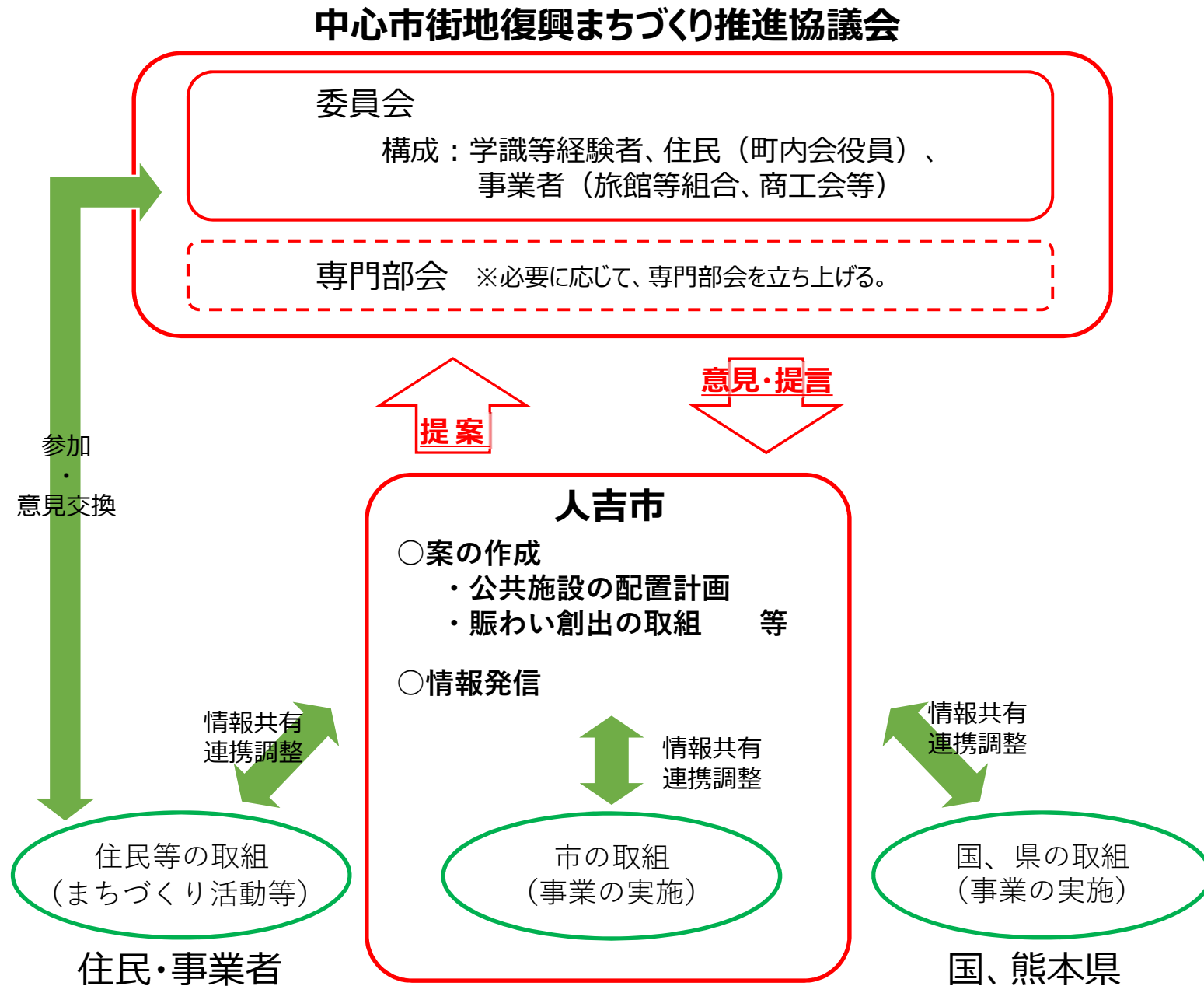
3 復興まちづくり推進協議会の立ち上げについて

6

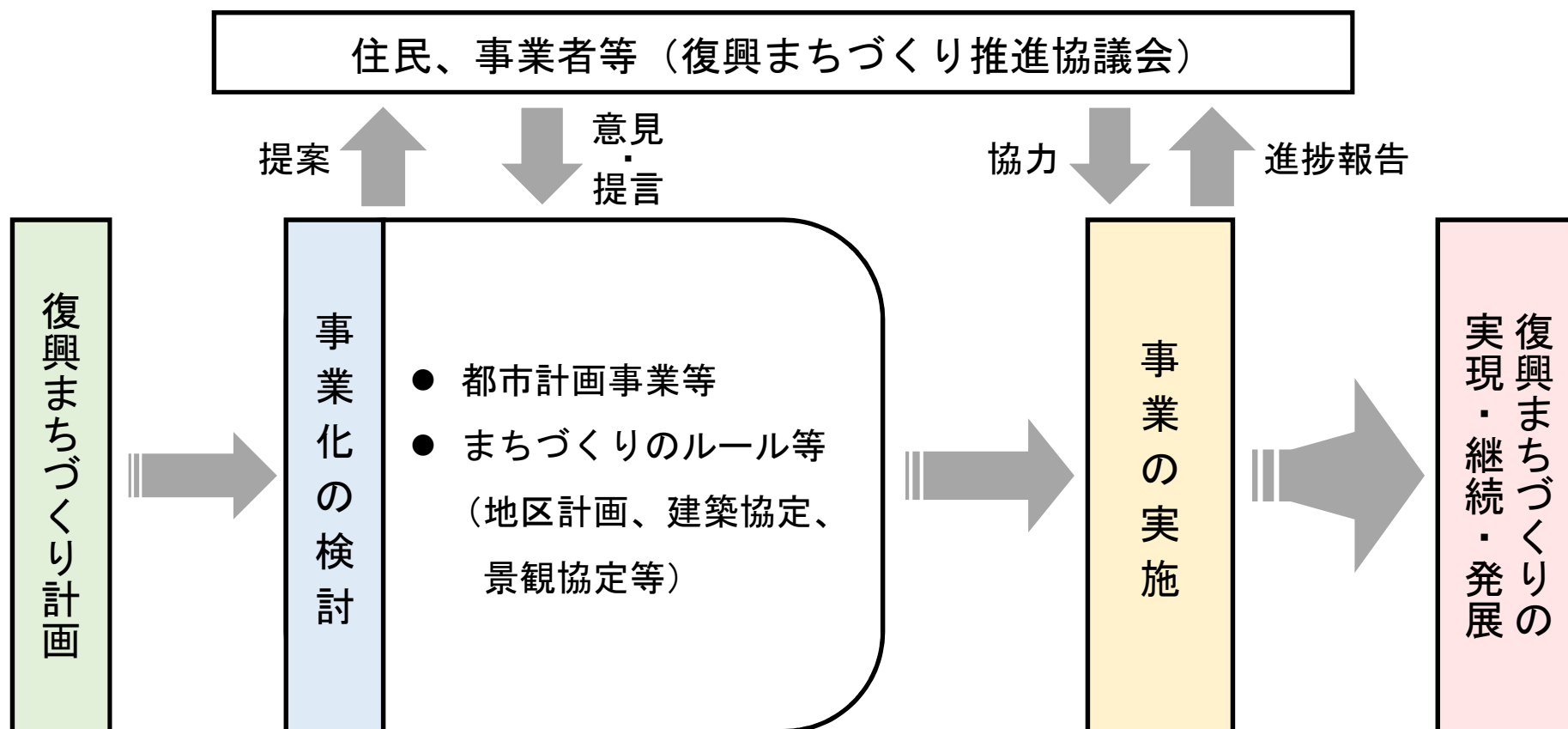
3－1 名称・目的等

名 称：中心市街地復興まちづくり推進協議会（仮称）

目 的：中心市街地地区の被災市街地復興推進地域内において、人吉市復興まちづくり計画に基づき、**道路・公園等の公共施設配置、賑わい創出に関する取組等**について提言を行い、**復興**事業の推進に取り組むことを目的とする。

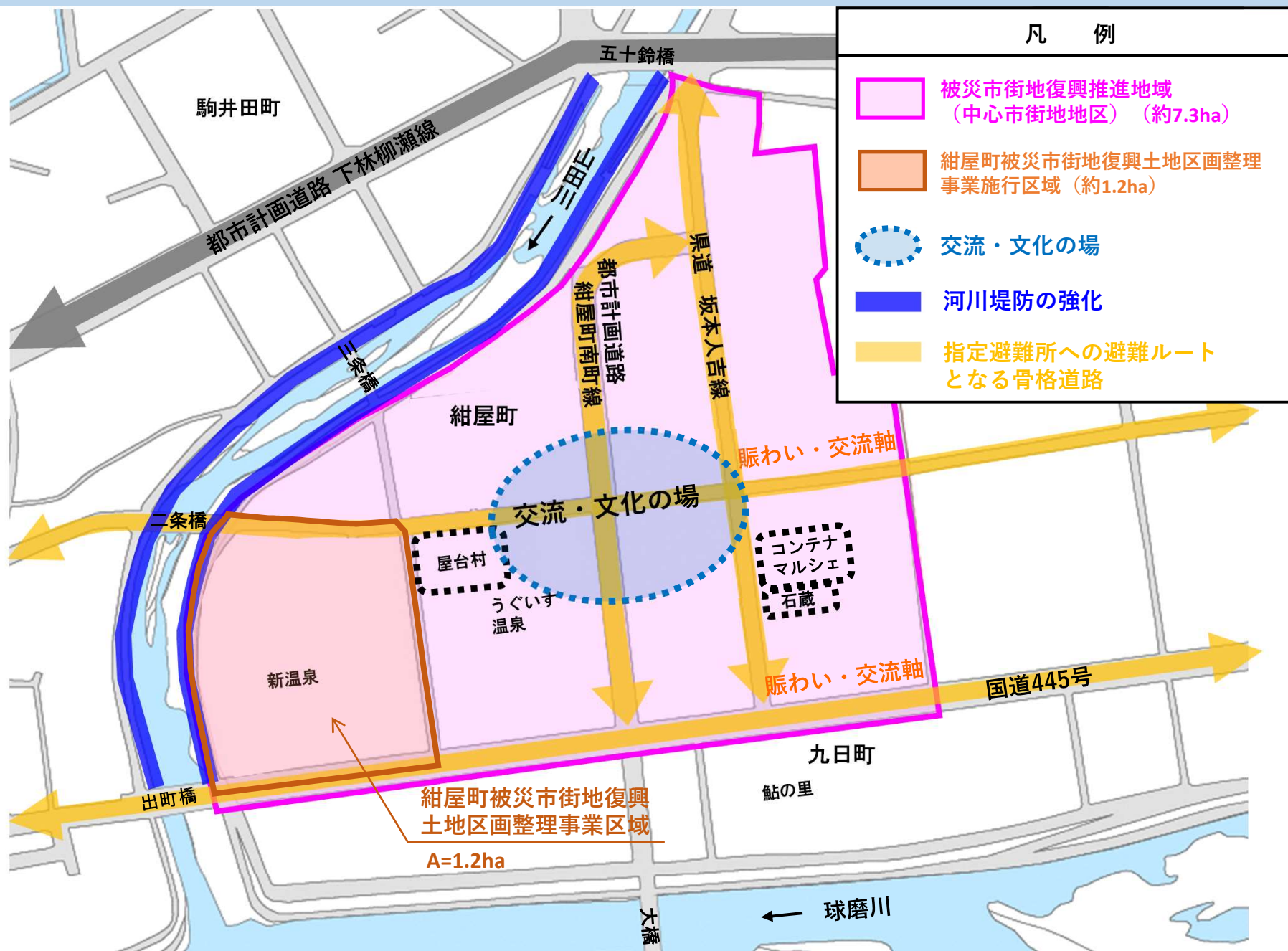


復興まちづくり計画に位置づけた事業の実現に向けて、地域の担い手である住民や事業者、行政が連携・協働し、復興まちづくりに取り組んでいきます。



3 - 4 検討範囲

9



①道路・公園等の公共施設配置（案）等について

避難路・避難地の確保
住宅地の安全性の向上
(河川堤防の強化・くぼ地改善)

狭い道路・行き止まり道路による
避難路機能不足による防災機能不足



豪雨に対応できなかった堤防
低地盤地域における長時間の冠水



凡 例		
避難路	↔	土地区画整理事業
	↔	直接用地買収
交流・文化の場	⬢	直接用地買収
都市計画道路 紺屋町南町線	⬢	街路事業 直接用地買収

【配置等の検討が必要な公共施設】

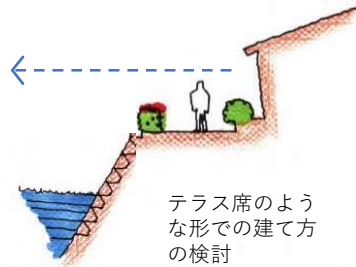
- ↔ 避難路
(幅員 6 m 予定)
- ⬢ 都市計画道路
(幅員 16 m)
- ⬢ 交流・文化の場
(複合施設・公園など)
- 避難ルート
- 低地盤地域における
長時間の冠水範囲



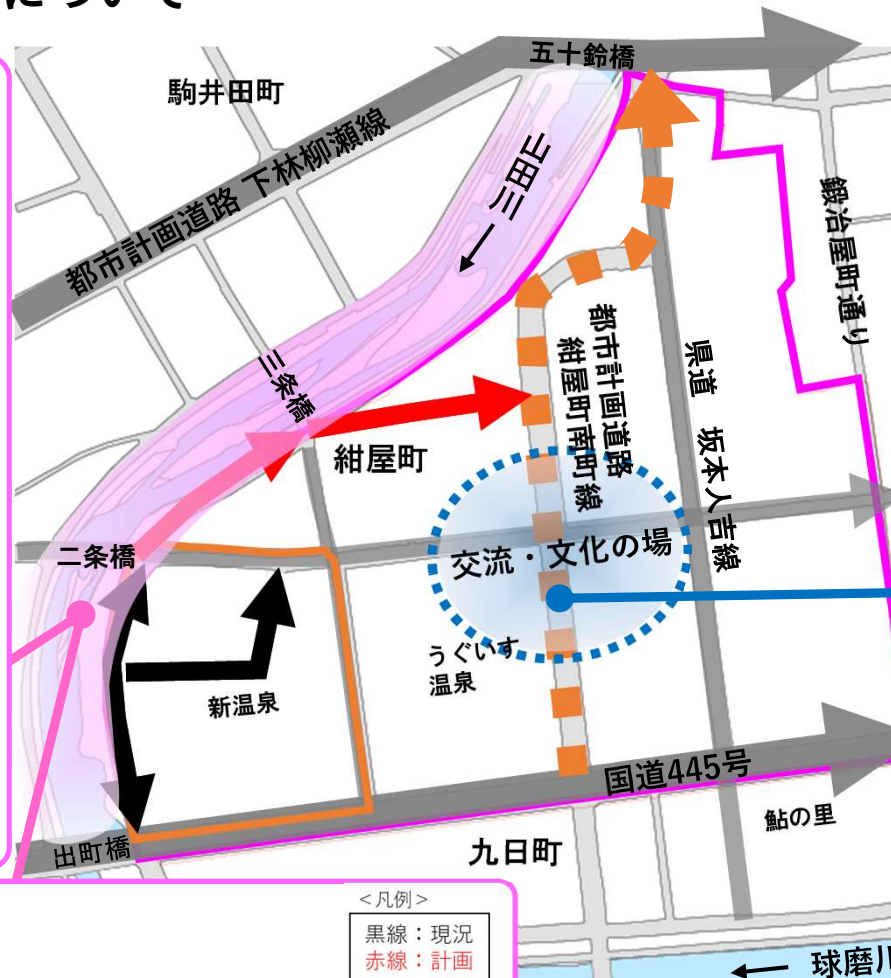
公共施設等の配置は現時点の案であり、中心市街地復興まちづくり推進協議会のご意見等を踏まえ変更する可能性があります。

②賑わい創出（案）等について

賑わい・観光・交流拠点の形成



ひかりの復興計画による夜間景観のイメージ



中心市街地の活性化
(魅力・求心力の向上)

空地や低未利用地が散在

人吉市検証実験の例



公園やオープンスペースの整備による
一時避難地の確保、にぎわい創出



兵庫県神戸市の例

山田川堤防強化の方針

川へのアクセスを確保する
まちづくりと一体となった整備

継続的に土砂撤去を行うための通路を整備
(平常時は散策も可能)

堤防の幅を確保し、構造を強化
避難路、水防活動の場として活用

街並み・景観に配慮した石積み

土砂堆積を軽減させるための横断形状の工夫

※今後、調査・設計等により詳細が変更となる可能性があります。

<凡例>

黒線：現況
赤線：計画

交流・文化・まちなか居住拠点の形成



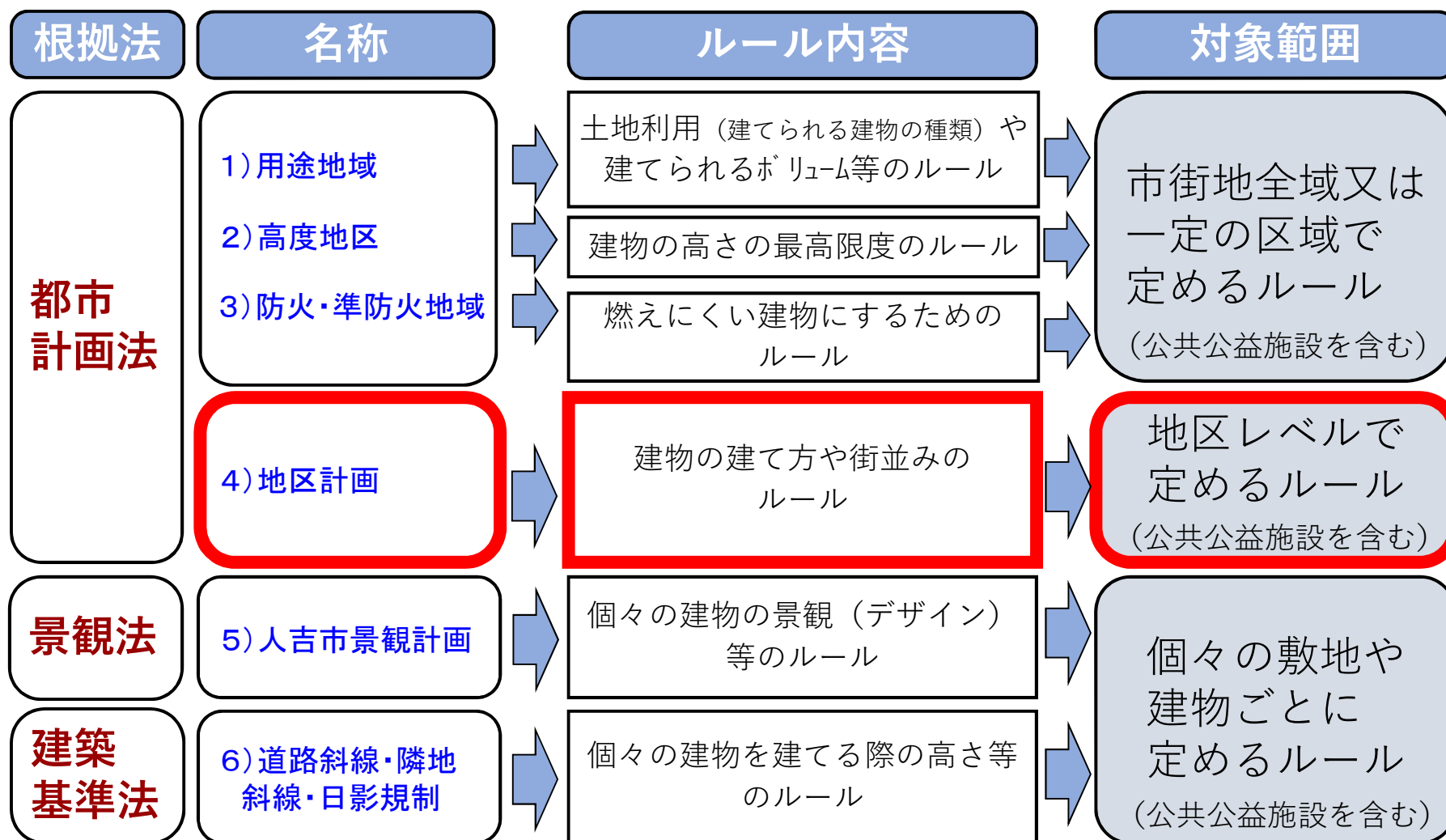
中心市街地の新たな拠点となる
緑豊かな図書館等のイメージ



まちなかのポケット
パークのイメージ

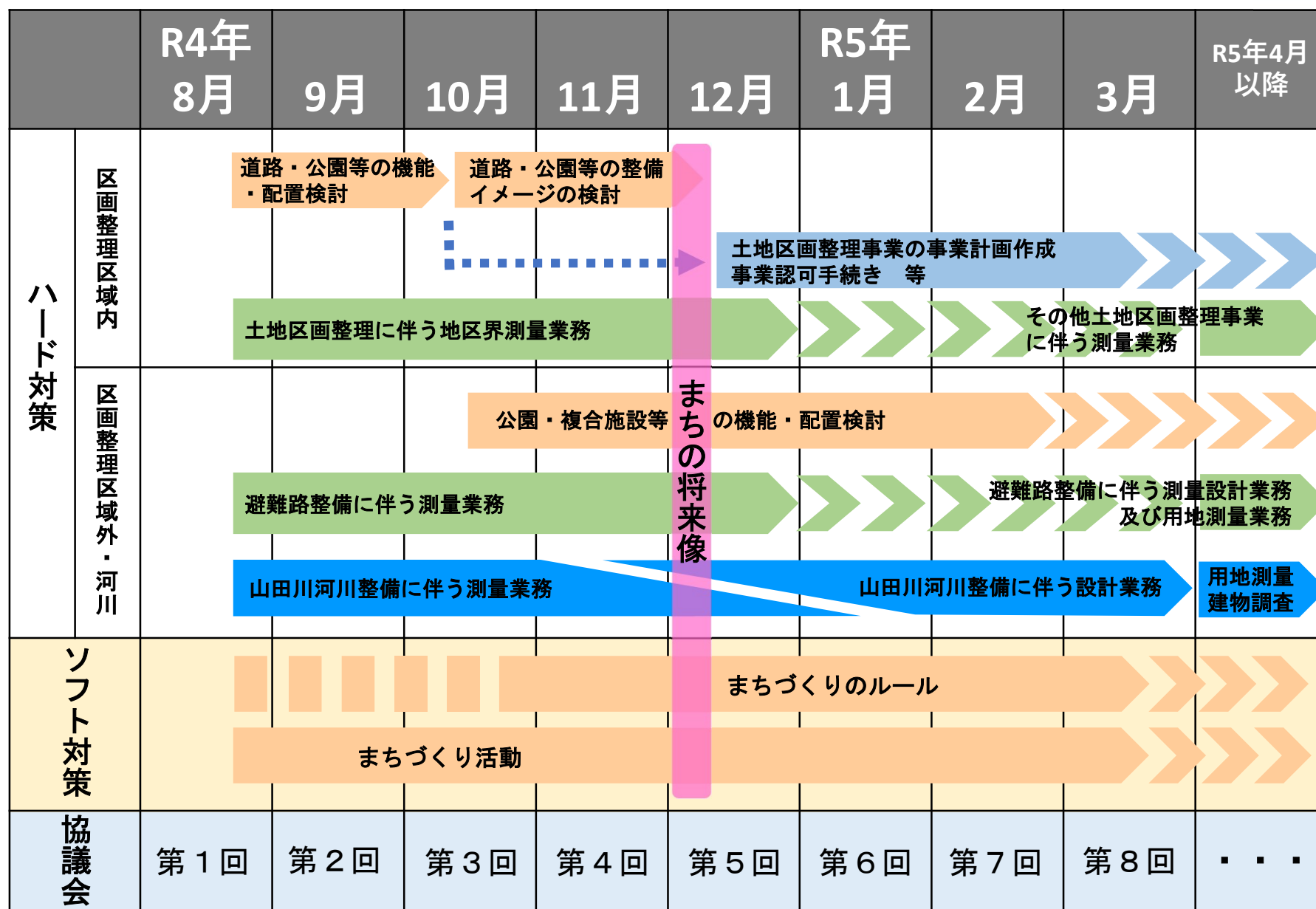
③まちづくりのルール「地区計画」について

地区計画は、住民の皆さんが主体となって地区レベルで定めることができるまちづくりのルールのひとつです。



3－8 検討の進め方

13



※現時点での予定であり、検討状況などにより回数の増加も想定されます。

4 - 1 建築制限

紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業及び都市計画道路 紺屋町南町線の施行区域内は、都市計画法第53条の規定に基づき、**建築物の建築(新築・増築・改築・移転)**をしようとする場合は、**人吉市長の許可が必要**です。

一方、青色の区域では、令和4年7月3日をもって、被災市街地復興特別措置法第7条に基づく建築行為等の制限は解除しております。

※ 都市計画道路は、引き続き都市計画法第53条の規定に基づき建築行為等が制限されます。

また、今後、都市計画が変更となる可能性があります。



4-2 測量業務について

15

令和4年8月末から紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域（）における地区界（土地区画整理区域の境界）の測量作業及び市道紺屋町地内第1号線（↔）につきまして、避難路整備の為の測量作業を行います。

併せて、山田川に関する河川整備の為の測量（）を行います。

作業に伴い、皆様方の所有地に立ち入り、調査を行うこととなりますが、踏み荒らし等がないよう努めますので、御理解と御協力をお願いします。

【人吉市】

地区界測量業務委託

調査会社 大進コンサルタント

担 当 平嶋 幸一

連絡先 22-2220

紺屋町地内第1号線測量業務委託

調査会社 ヘイシンプラン

担 当 平富 俊之

連絡先 24-9055

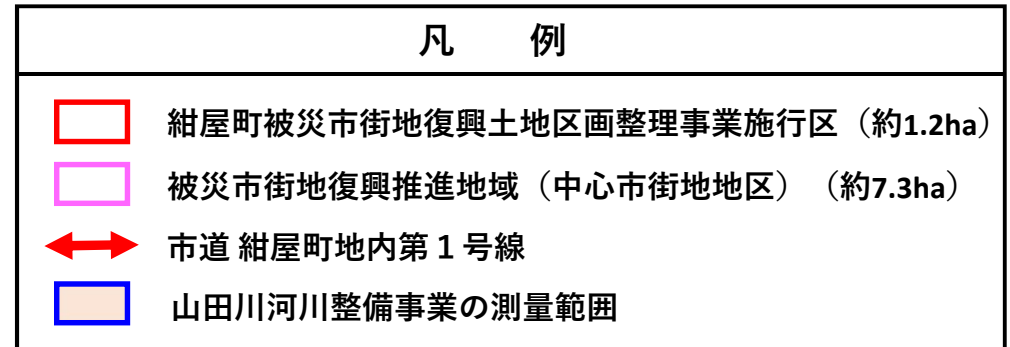
【熊本県】

山田川に関する測量業務委託

調査会社 大進コンサルタント

担 当 平嶋 幸一

連絡先 22-2220



復興まちづくりに関することや、ご自宅の再建等について、ご相談やお悩みがございましたら、お気軽にご相談ください。



【復興まちづくりに関する問合せ先】

人吉市役所 復興建設部 市街地復興課

〒868-8601 人吉市西間下町7-1

☎0966-22-2111

受付時間 平日8:30~17:15

【山田川河川整備事業に関する問合せ先】

熊本県 河川課 計画調査班

〒868-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

☎096-333-2507

受付時間 平日8:30~17:15

県南広域本部球磨地域振興局 工務第一課 治水下水道班

〒868-0072

人吉市西間下町86-1

☎0966-24-4213

受付時間 平日8:30~17:15